

板倉町有料広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町の資産を広告媒体として有効活用することにより、町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、町の有料広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる町の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 広報いたくら

イ 板倉町ホームページ

ウ その他町の資産のうち町長が定めたもの

(2) 広告掲載 広告媒体に企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 広告掲載料 広告媒体に企業等の広告を掲載又は掲出するにあたって広告主が支払う料金をいう。

(4) 広告主 広告の申込者及び第9条の規定により広告掲載決定を受けた者をいう。

(掲載広告の要件)

第3条 掲載できる広告は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

(1) 公共性、中立性及び町の品位を損なうおそれのないものであること。

(2) 町内及び周辺地域の商工業の発展に資するものであること。

(3) 法令等に違反するもの又はそのおそれのないものであること。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当しないものであること。

(5) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に該当しないものであること。

(6) 政治活動又は宗教活動に関わらないものであること。

(7) 個人又は団体等の意見広告を内容としないものであること。

(8) 公序良俗に反しないもの又はそのおそれのないものであること。

(9) 住民の健康を害するおそれのないものであること。

(10) その他公益上特に支障がないと町長が認めるものであること。

2 前項の規定により掲載できる広告であっても、その広告の申込者(以下「広告主」という。)が町税等を滞納している場合は、これを掲載しない。

(広告の位置、規格及び掲載料)

第 4 条 広告の位置、規格及び掲載料は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、広報いたくら又は板倉町ホームページに 1 年間を通して広告を掲載する場合の広告掲載料は、別表第 1 に掲げる掲載料に基づいて算出した額から、当該算出額の 100分の10に相当する額を減じた額とする。

(広告掲載期間及び掲載時期)

第 5 条 広報いたくらへの広告の掲載期間は 1 回を単位とし、掲載時期は広報いたくらの発行日とする。

2 板倉町ホームページへの広告の掲載期間は 2 か月を単位とし、掲載時期は月の初めの執務日とする。

(広告の優先順位)

第 6 条 広告掲載の優先順位は、次のとおりとする。

(1) 第 1 順位 公社、公益法人及びこれに類するもの

(2) 第 2 順位 町民の日常生活に関連する公共的性格を有する私企業で、町内に事業所等を有するもの

(3) 第 3 順位 前号に掲げるもの以外の私企業で、町内に事業所を有するもの

(4) 第 4 順位 前各号に掲げるもののほか、町長が認めるもの

(広告の募集等)

第 7 条 広告の募集は、次に掲げる内容を広報いたくら及び板倉町ホームページ等に掲載して行う。

(1) 広告を掲載しようとする広告媒体の種類及び枠数又は作成数等

(2) 広告の規格及び掲載位置

(3) 広告の掲載期間

(4) 広告掲載申込期間

(5) 広告の掲載料及びその納入期限

(6) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に関し必要な事項

2 前項の規定に関わらず、町長は広告主を指定して広告の掲載を依頼することができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第 8 条 広告主は、板倉町有料広告掲載申込書 (別記様式第 1 号) に、広報いたくらにあっては掲載しようとする原稿を添えて発行日の 1 か月前までに、板倉町ホームページにあっては掲載しようとする広告の原案 (データ) を添えて掲載月の 1 か月前までに町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第 9 条 町長は、広告掲載の申込みを受理したときは、申込期間終了後、速やかに掲載の可否を決定し、板倉町有料広告掲載決定通知書 (別記様式第 2 号) により広告主に通知しなければならない。

らない。

2 前項により掲載を可とするべき広告が町の設定する広告枠を上回る場合は、広告掲載期間が長い広告を優先するものとし、掲載期間が同一の場合は、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告主は、前条第1項の掲載決定後、町が発行する納付書又は納入通知書により一括納入するものとする。

(広告掲載期間の延長)

第11条 板倉町ホームページへの広告掲載期間中、町のサーバー等のメンテナンス以外でホームページを閉鎖したときは、その時間に応じ、別表第2のとおり掲載期間を延長するものとする。

(広告の作成及び経費負担)

第12条 広告の作成は、広告主において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。

(広告主の責任)

第13条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 町長は、広告の掲載に支障があると認められたとき又は広告掲載料金を納付しなかったときは、当該掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の返還)

第15条 納入済の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条第1項・第2項関係）

広告の位置、規格及び掲載料

広告媒体	位置	規格	掲載料
広報いたくら	「くらしの情報」 ページのうち 2ページ 最下段1段	下1段 (横179mm×縦45mm)	1回当たり 12,000円
		下1段2分の1 (横88mm×縦45mm)	1回当たり 6,000円
板倉町ホームページ	トップページ バナー10枠	大きさ 横180ピクセル 縦50ピクセル ファイル容量 1メガバイト以内 ファイル形式 GIF画像 又はJPEG画像 (アニメーションGIFは不可)	1か月当たり 5,000円

別表第2（第11条関係）

閉鎖した時間	延長する期間
1時間以上 24時間以内	1日
24時間を超え48時間以内	2日
48時間を超え72時間以内	3日
72時間を超えたとき	閉鎖した日数+1日

板倉町有料広告掲載決定通知書

年 月 日

様

板倉町長

年 月 日付けで申し込みのありました広告の掲載について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 次の条件を付して掲載する

- (1) 広報いたくら 年 月号からとする
- (2) 板倉町ホームページ 年 月からとする
- (3) 広告掲載料は、納付書の場合は、納付書を受け取った日から14日以内に総務課情報広報係に納入すること。

また、納入通知書の場合は、納入通知書を発した日から14日以内に町指定金融機関に納入すること。

- (4) 次のいずれかに該当するときは、この決定通知を変更又は解除することができる。

- ア 広告媒体の発行上重要な変更が生じたとき
- イ 広告媒体の編集上重要な支障が生じたとき

2 掲載しない

理由